

# 社会福祉法人新光会役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人新光会の役員報酬につき定めるものとする。

(対象者)

第2条 この規程の対象者は当法人の評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員とする。

(報酬の範囲)

第3条 理事長が会議を招集した場合、定款第8条及び定款第21条により費用を支給する。

- 2 評議員会、理事会、会計監査、評議員選任・解任委員会に出席1回の費用の額は、5,568円とする。

但し、書面出席者は除く。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から実施する。